

【資料2】

採用率・定着率向上に向けた仕組みづくり実証事業業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、採用率・定着率向上に向けた仕組みづくり実証事業の業務委託候補者選定のため、審査に関する必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

- (1) 審査は、企画提案者から提案された企画内容についてのプレゼンテーション審査とする。
- (2) 審査員は、次に定める審査基準に基づいて採点を行う。

審査項目	評価基準	配点
1 事業の理解度	・事業の趣旨、目的を理解し、企画内容に反映されているか。	15
2 事業内容	・事業目的の達成に向けて効果的な内容か。	
	伴走支援は、支援対象者の課題や状況に合わせた具体的かつきめ細やかな内容となっているか。	15
	一時的な改善ではなく、支援終了後も継続して取り組めるような内容となっているか。	15
	他事業者においても活用しうるような内容となっているか。	15
3 独自性	・独自の工夫を盛り込んだ企画内容となっているか。	10
4 実施体制	・業務を推進するための実施体制、スタッフの配置等は適正か。	5
	・業務全体について、具体的なスケジュールが適正に設定されているか。	5
5 遂行能力	・同種、類似事業の企画、実施実績はあるか。	5
6 経費見積	・各経費の積算単価は、適正な見積のもとに算定され、妥当なものか。	5
7 賃金水準の向上	・配点表1（賃金水準の向上）を参照	5
8 女性の活躍推進	・配点表2（女性の活躍推進）を参照	5
計		100

【資料2】

○配点表1（賃金水準の向上）※1

大区分	小区分	配点	
役員及び従業員の給与等 受給者一人当たりの平均 給与額又は役員を除く従 業員の給与等受給者一人 当たりの平均給与額の対 前年増加率	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築 宣言」の作成・公表 ※2		0.5	

○配点表2（女性の活躍推進）※3

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策 定・届出	従業員 100 人 以下の企業	女活法 ※ 5	各 0.25	最大 0.5
		次世代法 ※ 5		
えるぼしチャレンジ企業 認定 ※ 4			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※ 5	えるぼし	1.5	
		プラチナ えるぼし	2	
	次世代法 ※ 5	くるみん	1.5	
		プラチナ くるみん	2	
	若者雇用 促進法 ※ 5	ユース エール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業 表彰		各 0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰			
	子ども・子育て支援知事 表彰			
	男女共同参画社会づくり 表彰			

※1 「賃金水準の向上」については、所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。

【資料2】

(提出書類一覧)

算出方法	区分	提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	ア給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類

ア「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

イ秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

ウ「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

エ秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

※2『「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表』については、次に掲げる書類をもって確認する。

(提出書類一覧)

区分	提出書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	内閣府及び中小企業庁等が管理する『「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト』の「登録企業リスト」に掲載している各企業の「パートナーシップ構築宣言」の写し

※3「女性の活躍推進」については、次に掲げる書類をもって確認する。

(提出書類一覧)

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）

【資料2】

※4 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※5 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

3 選定方法

- （1）各委員の採点結果を集計し、その平均点を算出する。この平均点が60点に満たない場合は選定対象としない。
- （2）（1）により算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行い、最も評価の高い提案を行った者を委託候補者として選定する。
- （3）参加者が1社である場合も審査を行い、各委員の採点合計点の平均点が60点に達していれば、協議のうえ、委託候補者として選定することができる。